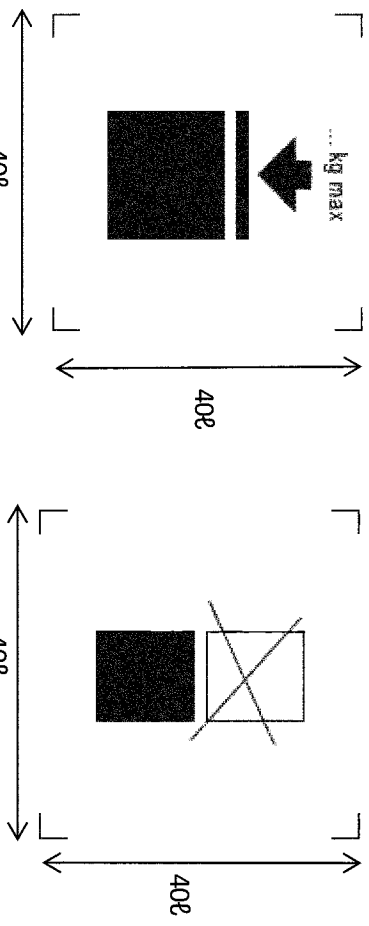
第八号様式の表中「白」を「白又は適切な色」に改め、「記号と同色」を「縞と同色」に改める。

第九号様式を次のように改める。



積み重ねができるＩＢＣ容器の表示　　積み重ねができないＩＢＣ容器の表示

同様式に注として次のように加える。

注１　ℓは、0.25センチメートル以上とする。

２　重量を表示した文字及び数字の高さは、12ミリメートル以上とする。なお、平成28年12月31日以前に製造、修理又は再製造されたものについては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第三条　混合包装を意味する文字の表示については、改正後の第十六条第四項の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条　ラベルのふちの内側の線については、改正後の第二号様式及び第四号の四様式の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

太平洋広域漁業調整委員会指示第十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十六年十一月二十七日

太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「太平洋」　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める太平洋

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に規定する届出漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

ト　別表１の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

2　操業の禁止

平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日の間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十六年十二月三十一日）において、現に太平洋広域漁業調整委員会指示第十七号の２の第一号又は３の第二号若しくは第四号の規定に基づく太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を営んでいる者（以下「現承認者」という。）は、この指示の規定に基づき、当該漁業を営むことができる。

3　操業の承認

(1)　現承認者は、平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日の間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、委員会の承認を受けなければならない。

(2)　前号の規定にかかわらず、委員会は、現承認者について、前号の承認を受けた者とみなすことができる。ただし、現承認者から別段の申出があった場合はこの限りではない。

(3)　委員会は、第１号の承認をしたときは、その現承認者に別記様式第１号による承認証を交付する。次号及び第六号の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(4)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第二号に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(5)　前号に基づく変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6)　委員会は、第一号の承認を受けた者（第四号の規定により変更の承認を受けた者を含む。以下「旧承認者」という。）から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(7)　前号の承認の承継の申請は、別記様式第三号及び第三号の二による承認申請書に、旧承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて行うものとする。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(8)　旧承認者は、当該漁業を廃止するときは、第六号の規定により当該承認に係る地位が承継される場合を除き、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(9)　第四号及び第六号の申請並びに前号の届出は、申請者の住所の所在する都道県ごとに、別表２の上欄に掲げる都道県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。

(10)　前号の場合において、別表２の上欄に掲げる都道県以外の道府県に住所を有する申請者は、主たる操業海域について、同表の上欄に掲げる都道県の区分に応じ、当該都道県の海域を管轄する事務局に提出するものとする。